

ふくい歴博講座 **なぜ「福井県」になったのか** **—形と名前に注目して—**

はじめに～福井県 140 年～

- ・明治 14 年（1881）2 月 7 日「太政官布告」
→嶺南・嶺北地域が一体となった福井県誕生
- ・福井県は特徴的な形と名前
形：木ノ芽峠を境として、広い平野を有する嶺北⇄リアス式海岸が卓越し南西に細長く伸びる嶺南
しばしばティーセット（『若越小誌』）や恐竜、象などとして表現
名前：グリフィスによって「祝福の井戸」と表現（『グリフィスと日本』）

⇒地図や古文書から、従来の研究に沿いつつ福井県の成り立ちを紹介

1. 形について～若狭国と越前国～

- ・特徴的な形の背景：越前国と若狭国が一体となったため
- ・大宝律令（701 年）により越前国、若狭国が制定
（「延喜式」延長 5 年（927）、慶安元年（1648）写、宮内庁蔵）
→当時国の形はあいまい（「行基図」『図説日本古地図コレクション所収』）
国境は往来を伴う経済活動が為されていた場所を点あるいは線として認識
⇒江戸幕府により国絵図が作成されるまで継続
- ・江戸幕府による国絵図作成事業（『江戸幕府撰国絵図の研究』『国絵図』）
→計 4 回：慶長年間（1596～1615）
正保年間（1645～1648）
元禄年間（1688～1704）
天保年間（1831～1845）
- ・各時期の国絵図の特徴（国の形に注目して）
 - ・慶長年間
→中世の様相を残す
①江戸時代以前の表現（「郷」や「庄」）がみられる
②四方対置型（全体的に四角い）表現
（1～2 年以内に提出しなければ切腹が命じられたことも）
 - ・正保年間
→様式が全国で統一化（縮尺 6 寸一里（1/21,600）、陸上・海上交通の詳細な注記）
背景：日本総図作成のため（島原の乱への反省、争乱の迅速な対応）
→国境紛争頻発（出羽国米沢領藩と陸奥国相馬藩領など）→未解決箇所は「論所」として画定せず
 - ・元禄年間
→国境が決定
「国境絵図仕様之覚」＝隣国との相互確認→「国境証文」取り交わしを義務化
（山中国境の確認法＝きこりや獵師が通るけもの道があれば、案内者をださせ国境を確認
『近世絵図と測量術』）
 - ・天保年間
→元禄国絵図を踏襲、変更箇所修正
- ・その後、伊能忠敬の実測、明治時代以降の西洋技術を応用した器具等により、より正確な地図が作製
※伊能忠敬…延享 2 年（1745）～文化 15 年（1818）
17 年かけて日本国中を測量してまわり、初めて実測による日本図を完成

⇒元禄年間（1688）に若狭国、越前国の形が定まったとみてよい。明治時代に一体化

2. 名前について～足羽御厨→北ノ庄→福井～

- ・天保年間（1831～1845）「越前国絵図」の「福井」
＝足羽御厨（承安元年（1171）建立、伊勢神宮領）
建久3年（1192）付「伊勢大神宮神領注文」『福井県史 資料編2』『図説福井県史』
- ・足羽御厨から「越前国足羽北庄」へ
延文2年（1357）付「朝倉遠江守高景宛足利尊氏下文」（『福井市史 資料編2』）
足羽川の北岸に位置していたことから、足羽北庄となった（『日本歴史地名大系 18』）
- ・北庄から福井へ
「越前国名跡考」…「福井」「北ノ庄ト謂」
（当館蔵） 「寛永元年甲子七月十九日宰相忠昌卿御入城の砌より福井と改らる」
※寛永元年…1624年
※忠昌卿…松平忠昌（1598～1645）、福井藩3代目藩主

「真雪草紙」 …「北ノ庄ヲ福井ト改称ノ事」
（福井県文書館 「一越前福井と改名したるは忠昌公隆芳公之御代也。夫迄者北ノ庄と云ふ。」
松平文庫蔵） 「北は敗北の北にて、ニゲルと云ふ、故に軍陣にいはず不吉也といふ。よつて福井といふ名に改められたり。」
「天守台の上に、一つの井戸を掘り給ふてこれを福井の井戸と忠昌公の名つけ給へり」
- ・「福井の井戸」…安永4年（1775）「御城下絵図」（福井県立図書館 松平文庫蔵）でも確認可能
県庁の北西に現存
- ・福井という名前について、元禄14年（1701）以前は福居、以後を福井とする説あり
（松原信之「福井地名考 足羽、北ノ庄から福居、福井へ」『福井県地域研究 創刊号』福井県地域史研究会、1970）
しかし、正保年間（1645～1648）「越前国絵図」では「福居」と「福井」が混在
寛文6年（1666）「日本分形図」（明治大学図書館蘆田文庫蔵）では「福井」と表記
（門井直哉「寛永十年日本図」に関する若干の考察—越前国の描写について—）

⇒福井という地名は寛文元年（1624）、福井藩3代目藩主松平忠昌の時代に決まる
福井城の天守台の「福井の井戸」が由来

3. なぜ「福井県」になったのか

- 江戸から明治へ
慶応3年（1867） 「大政奉還」…江戸幕府が無くなり、政権は天皇へ
「王政復古」…明治新政府が樹立
慶応4年/明治元年（1868） 「戊辰戦争」…日本全土が政府の支配地
明治2年（1869） 「版籍奉還」…土地と人民は政府が管轄

→中央集権化を進めようとする政府にとっての課題

- ①各地に残る藩の存在をどうするか
- ②活動資金（租税）をどう安定して集めるか

→明治4年（1871）「廃藩置県」…各県には政府から県令が派遣
各県の人口、生産力（石高）を平準化

→明治6年（1873）「地租改正」…土地の値段（地価）を定める
地価の3%を天候に左右されない現金で納める

注目すべき点

- （足羽県・）敦賀県時代：「嶺南」「嶺北」区分誕生
- 滋賀・石川県時代：福井県誕生の背景
- 福井県時代：嶺南地域の「滋賀県復県運動」

●敦賀県時代～敦賀県、足羽県（福井県）と敦賀県合併～

明治4年（1871）＝3府302県～1使3府72県

各藩域→県へ、明治4年（1871）11月には敦賀県（23万石）

福井県（54万石、12月には足羽県）が制定

（人目一新ノ折柄、福井県名足羽県ト致改唱度『福井県史 通史編5』）

このとき、全国的に生産力は20～60万石（米で納税）、人口は30～60万人

・明治6年（1873）に足羽県を敦賀県に合併

合併の理由（大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」『年報政治学 1984』）

…①行政手続きが複雑「管轄ノ交互随テ戸籍ノ錯綜聴訴ノ混同」

②足羽県職員がすべて県内出身者で占められ、旧福井藩士の牙城となっていたため

・「嶺南」「嶺北」区分の誕生

明治9年（1876）の福井へ「移庁願」（『福井県史 資料編10』）

嶺北区長ら（木嶺以北ノ人民代表）→敦賀県令 山田武甫宛

内容

①布令が速やかに普及しない（「布令ノ速ニ管内ニ普及セサル」）

②下情上達、上意下達が遅れる（「下情上達、上意下徹自緩延スル」）

③宿泊に金がかかり思うように行けない（「宿泊之浪費ニ苦シミ参庁ヲ躊躇スル」）

④質問があっても簡単に参上できない（「布令ノ疑団ヲ質サントスルモ土地遠隔ノ為メニ閣ク」）

⑤遠い人々に恩威がわからない（「本庁ノ阻遠ナルヲ以テ恩威ノ出ル処ヲ知サル」）

⑥文書の郵送に日数がかかり、費用がかかる（「文書郵送ノ繁碎ヲ極メ冗費之ニ従フ」）

明治9年（1876）「福井移庁反対につき若狭国区長懇願書」

嶺南区長ら（木嶺以南ノ人民代表）→敦賀県令 山田武甫宛

内容

①中心地、瓢箪でいうところの腰（「全管枢要ノ地位」「瓢ノ索ヲ以テ其腰部を結約」）

②県庁の位置は政府が決めるもの（「管庁ノ地位ハ特リ政府ノ選定シヘキ所」）

③越前の人でも、東京、京都、大阪、名古屋へは敦賀を通る

（「東西京及阪府名胡屋等へ往来スルモノ常ニ南ニ向テ不出ハナシ」）

④移庁を訴えなくても交通の便を図ればよい

（「海陸ノ通路ヲ便捷ニスルノ建議請願ヲナシテ可ナルベシ」）

「願ワクハ嶺北移庁ノ願文ヲ奏シ玉フニ於テハ併セテ上申ヲ賜ヒ嶺南人民ノ情態所見ノ異同ヲ上徹シ公明ノ御所置ヲ奉ラン事ヲ」

●滋賀県、石川県時代

・明治9年（1876）嶺南地域を滋賀県、嶺北地域を石川県に合併

平均人口約89万人（滋賀県約71万人、石川県約181万人）

平均地租額109万円（滋賀県不明、石川県215万円）

合併の理由（大島美津子「明治一〇年代の地方統合政策」『年報行政研究 27』）

…①難治県排除（職員が旧藩士で占められることがないよう）

②経費削減（地租3%→2.5%、組織の簡素化と人員削減（経費507万円→371万円へ削減実現））

・福井県誕生の背景～石川県の混乱～

明治13年（1880）「管地区画改良ノ義ニ付建言」（国立公文書館蔵）

石川権令 千阪高雅→太政大臣宛

「原来加能越中議員ニ於テハ旧来ノ慣行ニ依リ師範学校ナリ医学校ナリ病院ナリ勸業場ナリ金沢ニ設立シ以テ三州人民ノ公益ヲ計ルハ可認スル所トナレトモ之ヲ南越ニ置ントスルトキハ忽チ嫉妬ノ念ヲ懷キ毎国均シク設置スヘシト云ヒ」

「若シ南越ニ設立スルヲ得サレハ寧ロ金沢ニ設立スル所ノモノヲ挙テ之ヲ全廃スルモ南越人民豈痛痒相関センヤト主張」

「幹枝共ニ漸ク枯ン」

「政府速ニ風土人情ノ岐ル、所ヲ考ヘ民意ノ協合スル所ヲ迎エ兼テ施政ノ便ヲ計リ越前若狭ノ両国

ヲ割キ之ヲ一管区域トシ更ニ一県ヲ増置スルハ実ニ方今ノ急務」
→旧来の慣習から加賀、能登、越中の議員と越前の議員の意見が対立
→越前・若狭を一県として分県を打診
明治 14 年（1881）1 月 17 日「府県分合ノ儀ニ付上申」（国立公文書館蔵）
石川権令 千阪高雅→太政大臣宛

「治所ヲ越前福井ニ被相定更ニ福井県被置候ハ、彼此大小相当シ施政上便宜ヲ得可」
→県庁を福井県に置き、福井県を設置、県の規模もちょうど良くなり行政上も便利

・福井県庁設置の背景

嶺北では地租改正に対する反対、修正を求める運動が明治 10～明治 24 年（1887～1901）まで盛んであった（温娟「越前七郡における地価修正運動」『農業史研究 36』）

「地租改正諸書類綴」池内啓収集文書（福井県文書館蔵）明治 12 年（1879）8 月 31 日付
→反対村による今後の指令をうかがう文書への石川県の対応
以後（地価修正）願いなどは福井出張先へ差し出すように指示
※明治 13 年（1880）1 月より、直接決定権をもつ地租改正事務局福井事務所が設置
（温娟「地租改正における中央政府と地方政府」『社会経済史学 68-3』）

⇒地租改正実施のため、迅速な（嶺北）反対村とのやりとりが必要
⇒県庁は福井に。名前は「福井県」となったと推察

●福井県時代

・嶺南地域の「滋賀県復県運動」

明治 14 年（1881）2 月「嘆願書」（『福井県史 資料編 10』）

遠敷郡総代ら→元老院議長（政府）寺島宗則宛

明治 14 年（1881）3 月 12 日「若越四郡分割建言添書」（『福井県の誕生』）

滋賀県令 籠手田安定→福井県令 石黒努宛

・復県の理由～「嘆願書」と「添書」の内容～

①地形により隔たれ、交流もほとんどなく、文化や性格が異なる

嘆「賀越ノ運輸ハ僅々米穀等ノ数品耳随テ人民ノ交際モ寡ク風土人情モ亦大ニ異ナリ」

添「地形隔絶シ人情別異交際疎遠ナリ」

②県庁まで遠く、行政的手続きに困る

嘆「(福井県庁へは) 冬季十一月ヨリ二月迄積雪道路梗塞シ」「北海ハ暴風激浪」

「請願ヲ達スル事不能」

添「近江ノ西北ニ付着シ全国人民一日程ニシテ（滋賀）県庁にニ達スル」

③滋賀県と経済的に密接

嘆「江州ハ若国ノ倉庫ニシテ百般ノ物貨漁塩ヨリ北海道ノ物産ニ至ルマテ之ヲ江州ヨリ京

撰ニ運輸通商スル」

添「近江今津ニ達スルノ道路ノ修費ハ若狭国ノ盛衰ニ関ス」

④滋賀県での統治は嶺南地域にとってもよい

添「(嶺南地域は) 滋賀県ニ合セラルルノ後人民一ノ苦情アルヲ聞カス」

※ () 内筆者加筆

※「添書」の中で、籠手田安定は、他県の中で嶺北地域だけでは県として人口・生産力が小さすぎると
いう論に対し徳島県の事例を挙げ否定

元老院の渡辺清も巡検（「明治十六年地方巡察使復命書」（国立公文書館蔵））

嶺南地域の滋賀県復県が妥当と意見

（「若狭全州及越前敦賀郡ハ、地勢風俗ヨリ視ルモ日常互市ヨリ考フルモ、到底滋賀県ニ復轄セシムル
コト至当ナラン歟」）

- ・福井県の反応

明治 16 年 3 月通常県会「嶺南分県論建議審論」

(『福井県通常会議日誌第一輯』坪田仁兵衛家文書(福井県文書館蔵))

→出席議員 29 名(嶺北 22 名、嶺南 7 名)議会の約 4 割が分県に賛成(12vs17)

二十三番(嶺北(坂井郡)出身)

「若州人民ノ分県ヲ喋々スルハ諸君ト共ニ知ル所ナリ」

「若此ニ之ヲ可決シ其筋へ建議スルノ運ヒニ至ラハ其建議ノ採用不採用ニ拘ハラズ彼人民ハ大ニ心休メトナリ」

十七番(嶺北(丹生郡)出身)

「可決スルモ政府ノ之ヲ許スハ大ニ好マサルモノナリ」

- ・復県について政府も許可

明治 18 年(1885)9 月 10 日付「府県分県ニ関スル内務省上申書」(国学院大学図書館 梧陰文庫蔵)

政府は地勢人情等異なる敦賀郡と旧若狭国を分県し、滋賀県とすることを許可

「福井県下若狭国及越前国敦賀郡ヲ割キ滋賀県ニ合ス」

「上申ノ通御允裁相成可然ト認定ス」

- ・復県運動のその後

明治 18 年(1885)12 月、太政官制→内閣制へ

太政官制度下での許可が白紙に戻った可能性

→本来府県域は容易に変更するものではないとして、基本的に許可しない方針

明治 23 年(1890)7 月「秘乙第一九九号」(『長野県史 近代史料編 2 (1)』)

「近来往々一局部ノ利害ヲ唱ヘテ分県ノ議ヲ上書スル者有之候得共、元来府県ノ区画ハ容易ニ更ムヘキモノニ付無之ニ付、現在ノ儘之ヲ存置シ概シテ變動ヲ容セサルノ旨趣ニ有之候」

※明治 21 年(1888)政府との人脈によって愛媛県からの分県を果たした香川県のような例もあり

(石井裕昌「府県分合方針と第三次香川県の設置過程について」『地方史研究 70-1』地方史研究協議会、2020)

- ・違いをどう捉えるのか

統治上は「障害」⇔「価値」として捉える見方も

明治 42 年(1909)「福井繁盛記 一名福井案内」(『明治年間福井・敦賀・小浜案内記』)

→「産業」「交通」「遊覧」における「福井県人必読」として 福井市の特徴を紹介

明治 35 年(1902)「敦賀港 一名敦賀景勝記」(『明治年間福井・敦賀・小浜案内記』)

→「県下有数の名邑」として敦賀港と周辺地域を紹介

⇒同じ県となり浮き彫りとなる「違い」を「価値」として捉える動きと評価できるのでは？

おわりに～まとめと課題～

- ・まとめ～なぜ「福井県」になったのか～

→江戸時代は「若狭国」と「越前国」

元禄年間(1688)に若狭国、越前国の形が定まる。明治時代に一体化

→福井という地名は寛文元年(1624)、福井藩 3 代目藩主松平忠昌の時代に決まる

福井城の天守台の「福井の井戸」が由来

→旧来の慣習から、加賀、能登、越中の議員と越前の議員の意見が対立

地租改正実施のため、迅速な(嶺北)反対村とのやりとりが必要

⇒県庁を福井に置き、若狭国と越前国が一体化した「福井県」が誕生

- ・課題

同じ県となり浮き彫りとなる「違い」を、人々がどう捉えていくのか

⇒明治時代以降、自分たちの地域をどのように捉え直していくのか

⇒案内地図や絵葉書、新聞などから分析していく必要

主な参考文献

- 浅井建爾 『「県境」「境界線」92の不思議』実業之日本社、2013
- 石井裕昌 「府県分合方針と第三次香川県の設置過程について」『地方史研究 70-1』地方史研究協議会、2020
- 大島美津子 「大久保支配体制下の府県統治」『年報政治学 1984』日本政治学会、1984
「明治一〇年代の地方統合政策」『年報行政研究 27』日本行政学会、1992
『明治国家と地域社会』（オンデマンド版）岩波書店、2016
- 温娟 「越前七郡における地価修正運動」『農業史研究 36』農業史研究会、2002
「地租改正における中央政府と地方政府」『社会経済史学 68-3』社会経済史学会、2002
- 門井直哉 「「寛永十年日本図」に関する若干の考察—越前国の描写について—」『自然と社会—北陸—84』富山地学会・石川地理学会・福井県地理学会、2018
- 角川日本地名大辞典編纂委員会編 『角川日本地名大辞典 18』角川書店、1989
- 金田章裕、上杉和央 『日本地図史』吉川弘文館、2012
- 川崎勝 「復県・分県・再置県の思想」『日本通史 17 月報 9』岩波書店、1994
- 川村博忠 『江戸幕府撰国絵図の研究』古今書院、1984
『国絵図』（日本歴史叢書 44）日本歴史学会、1990
『近世絵図と測量術』古今書院、1992
- 国絵図研究会編 『国絵図の世界』柏書房、2005
- 詳説日本史図録編集委員会編 『山川詳説日本史図録』山川出版社、2011
- 杉原丈夫編 『明治年間福井・敦賀・小浜案内記』松見文庫、1973
- 東京地学協会編 『伊能図に学ぶ』朝倉書店、1998
- 中島嘉文 「福井県の成立と「嶺北」「嶺南」地方の形成」『若越郷土研究 37-4』福井県郷土誌懇談会、1992
「嶺南四郡の復県運動 近代若狭の苦悩」『研究雑誌 16』若狭高等学校研究雑誌編集委員会、1983
『福井県の誕生』文芸社、2014
- 長野県編、発行 『長野県史 近代史料編 2 (1)』1981
- 濱田恭幸 「三新法体制下における道路開削事業— 府領域の変遷と府県土木事業の成立」
（明治維新学会大会報告資料）2019
「明治中後期における府県統廃合計画と地方政治 福井県若狭地域を事例に」
（大阪歴史学会近代史部会報告資料）2020
- 林正巳 『府県合併とその背景』古今書院、1970
- 福井県編、発行 『若越小誌』1909
『図説福井県史』1998
『福井県史 資料編 2』1986
『福井県史 資料編 10』1983
『福井県史 通史編 5』1994
- 福井県文書館編、発行 『福井県誕生』2004
- 福井県立歴史博物館編、発行 『文明開化の光と影 福井県/その誕生期』1990
- 福井市編、発行 『福井市史 資料編 2』1989
- 平凡社編、発行 『日本歴史地名大系 18』1979
- 松尾正人 『廃藩置県の研究』吉川弘文館、2001
- 松原信之 「福井地名考 足羽、北ノ庄から福居、福井へ」『福井県地域研究 創刊号』福井県地域史研究会、1970
- 三好唯義、小野田一幸 『図説日本古地図コレクション』河出書房新社、2004
- 山下英一 『グリフィスと日本』近代文芸社、1995